

成年後見人による遺贈目的物の売却と物上代位性

【文 献 種 別】 判決／広島高等裁判所岡山支部

【裁判年月日】 平成 30 年 9 月 27 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 99 号

【事 件 名】 遺贈履行請求控訴事件

【裁 判 結 果】 控訴棄却

【参 照 法 令】 民法 996 条・997 条・999 条 1 項・1001 条 2 項

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449784

事実の概要

1 A（大12生）は、平成28年に死亡し、相続人は、被告（被控訴人。以下の被告につき同様）E、同Y₁、同Y₂、Aの弟Fの子である被告Y₃及び同Y₄であった。Eは平成29年に死亡し、子であるY₅、Y₆及びY₇が訴訟を承継している。

Aは、妻Cと共に、主に旅館・ホテル経営をしていたが（本館：昭45～平5、別館：昭48～平19(?)）、平成に入ってから貸ビル・貸家・駐車場業等もしていたようである。亡Eは当初の頃から、Y₅は昭和50年頃から、Y₁は同54年頃からこれを手伝い、Cの妹である原告（控訴人）Xも当初はパートであったが、同59年頃から経理に携わるようになり、A・C夫婦のために運転をしたり、A入院時には手続をしたりした。Aは、死亡までに幾つか遺言を作成しているが、後3つが重要である。平成7年10月に、相続人であるC・亡E・Y₁・Y₂・F、及び亡Eの子Y₅を登場させ、全財産を割り付ける（本件土地建物はE・Y₁・Y₂・Y₅）内容の公正証書遺言、同年11月に、この遺言を一部修正し、本件土地建物（別館）につき、「CがA死亡以前に死亡した場合に限り」Xに遺贈する旨の公正証書遺言（以下「本件遺言」）、同17年に、相続人である兄弟らがA死亡以前に死亡した場合に備えて財産の帰属先（それぞれの子のうち誰か）を具体的に定める公正証書遺言をした。

その後Aは、平成19年に本件建物を取り壊し、本件土地を駐車場として賃貸していたが、同25年に後見開始決定を受け、B弁護士が後見人に選任された。Cは同年2月に死亡している。Bは、Aの法定代理人として、同26年、有限会社Dに対し本件土地を代金3,950万円で売り渡し（以下

「本件売買」）、売買仲介者に手数料134万4,600円を支払い、これを代金から差し引いた3,815万5,400円をAの預貯金に組み入れた。

2 本件は、本件土地の遺贈を受けたXが、同土地がBにより売却されA死亡時に相続財産に属さなかったとしても、民法996条但書が適用される場合に該当するから、遺贈の効力は生じると主張して、同997条2項の価額弁償請求権に基づき、あるいは、同999条1項により同土地の代金債権が遺贈の目的となり、さらに同1001条2項によりその代金額が遺贈の目的となると主張して、同項の代金額請求権に基づき、Y₁らに対し同土地の売却益相当額3,815万5,400円（及び遅延損害金）の連帯支払を求めたものである。

3 原審は、〔1〕Aが、本件土地が相続財産に属さなくなったとしても、これを遺贈の目的物とする意思を持っていたと認めることはできないから、民法996条但書適用の場合に該当しない、〔2〕本件売買は「遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失」（民法999条1項）に該当しないし、仮に該当しても、同土地の代金債権はAの死亡時に弁済により消滅していたから、「第三者に対して償金を請求する権利を有するとき」（同条同項）に当たらない、と判断してXの請求を棄却したため、Xが控訴した。

判決の要旨**1 民法996条但書の事情の有無**

「遺贈の目的とされた権利が、遺言の後から遺言者の死亡までの間に、遺言者の意思によらず相続財産に属さなくなる例は、強制競売等が考えられるところ、民法996条ただし書が適用される

ときとは、このような場合にもなお、遺言者が、自身の相続人等に対し、当該目的物を再取得して受贈者に移転させたり、価額を弁償させたりするような遺贈義務を課すことを相当とするだけの強い意思が認められるときでなければならず、本件では、「AとXが格別深い関係にあったとは認められないし、Xと本件土地が格別深い関係にあったとも認められないのであって」、Aが、上のような強い意思を有していたといえる事情は何ら認められないとして、原審の判断を支持する。

2 民法 999 条、同 1001 条の適用又は類推適用の有無

「確かに、『遺贈の目的物の滅失』（民法 999 条 1 項）とは、同条の趣旨からすると、遺贈の目的物が存在しなくなったことに伴い、償金を生じる場合一般を含むと解されるから、目的物自体の物理的な滅失のほか、目的物に対する所有権の喪失も含むと解することが相当である」。

「しかし、遺言者がこれによって得た第三者に対する償金請求権について、遺言者が生前に弁済を受け、消滅した場合には、民法 999 条 1 項も民法 1001 条 2 項も適用されないと解するのが相当である。このことは、弁済を受けた代金額に相当する金銭がなお相続財産中にあるとしても、左右されるものではない。

なぜなら、遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時ににおいて相続財産に属さなかったときは、その効力を生じないのが原則（民法 996 条本文）であるから、民法 999 条 1 項が、『第三者に対して償金を請求する権利を有するとき』と定めているのは、遺言者がその死亡の時に償金請求権を有する場合に関する例外であると解すべきであって、遺言者が死亡した時点で償金請求権を有しないときは、同項によって遺言者の意思が推定される場合に当たらないといわなければならないからである。このように、遺言者の死亡の際に償金請求権が存在しない場合には、民法 999 条 1 項の推定が働く余地はないから、民法 1001 条 2 項の推定も適用される余地はない」。

判例の解説

一 民法は、遺贈の目的である権利が遺言者死亡時に相続財産に属さなかったときは、遺贈の効力が生じないと規定する一方（996 条本文）、例外

として、その権利が相続財産に帰属するかどうかにかかわらず、それを受遺者に与えるのが当該遺贈の趣旨であれば（同条但書）、遺贈義務者がその権利を取得して受遺者に移転するか（997 条 1 項）、取得できない場合¹⁾や取得に過分の費用を要する場合は価額弁償義務を負うとしているが（同条 2 項）、この例外に当たる場合はどのような場合か、また、これに当たらずとも、遺贈目的物が売却され、代金が既に支払われている場合も、「遺贈の目的物の滅失……によって第三者に対して償金を請求する権利を有するとき」に当たり（999 条 1 項）、この代金を遺贈目的として給付請求することができるか（1001 条 2 項）につき本判決は検討し、両問題に否定的な立場を明らかにするものである。原審と異なるのは、本件売買を「遺贈の目的物の滅失」には該当するとした点である。

もっとも、まずもって前提としなければならないことは、成年後見人による処分は、民法 1023 条の遺言の撤回擬制に当たらないことである。撤回とされるのは、遺言者自身が遺言と抵触する行為をして遺言の実現を困難にするからである。この点に異論はなからう²⁾。とはいえ、996 条の原則と例外との関係を逆転させる解釈につながらないことは、本判決の述べるところである。

二 わが民法は、560 条（改正法 561 条）が、いわゆる他人物売買について、権利取得移転義務を規定することにより有効な契約としており、これが他の有償契約にも準用される（559 条）という構造を持っているが、996 条では、これとは逆に、原則無効・例外的に有効としている。これは、遺贈が単独・無償行為であるからであろう³⁾。そもそも、自己の財産として死亡時に残っていれば無償で譲渡する、というような遺言者意思の推定規定と位置づけられているところである⁴⁾。

では、996 条但書が適用されるのはどのような場合か。規定ぶりからすれば、遺言者の意思が遺言中に表示された場合だけに限らず、裁判所が遺言者の意思ありと認めるべき場合には広くこれを優先するように見える⁵⁾。しかしそれでは、相続財産中に存在しない権利を目的としたこと自体で、相続財産中の存否を問わず遺贈の目的とする意思があったと推測させることになり、原則と例外を倒置することにもなりうるから、同但書の意思の認定は、これを「厳格に解すべき」ことにな

ろう⁶⁾。そもそも他人の権利であることについての遺言者の知・不知という主観的要件によって効力を分けるという立法的立場もありうるところであるが、わが法はその立場をとらない。一応権利の存否という客観的基準によりながらもできるだけ遺言者の意思を尊重しようとするのである。であれば、遺言中に明示される場合に限りないとしても、相続財産中の存否を問わず遺贈の目的とする意思が明らかに認められる場合に限り適用を肯定すべきである⁷⁾。

本件でも、Xは、A C夫婦の営業に深く関わったこと、A入院時に手続をしたこと等の事情を挙げ、必ずXに本件土地を与えようとするAの意思を主張したが、原審は、両者の関係をそれ程深いものではないと述べる一方、却って、本件遺言の前に、本件土地建物につき、他の者に平等の割合で帰属させる公正証書遺言が作成されていることをもって、「本件土地建物を是が非でもXに取得させようと考えていたわけではない」と評価し、控訴審は、さらに加えて、本件遺言後に本件建物を取り壊した後も、Aが代償措置を講じなかったことを挙げて、共にXの主張を認めなかった。

後述のように、A作成の平成7年以降の3つの遺言は、相続財産の合理的配分を心がけたもので、Xへも財産がいくように配慮したものと評価するが、本件土地建物でなくてはならないという意味は、他の事情を併せ見ても表れていないように思われる。ただ、原審が考慮する、本件遺言より前の遺言の内容は、前のものである以上、決定的理由たりえず、また、控訴審が考慮する、建物取壊し後に代償措置を講じなかったという事情も、寧ろ土地だけの方が評価が高いこともありうるから、同様である。留意すべきは、次の論点とも関連するが、今後、社会で成年後見人による管理処分が増加していく中、「遺言者自身が想定していなかった」成年後見人による本件のような処分をどう評価していくか、つまり遺言者の最終意思と成年後見人の判断をどう調整していくかである。

三 さて、このように996条但書により遺贈が効力を生じないとしても、民法999条1項により、償金請求権を遺贈の目的とすることはできないか。いわゆる物上代位性に関わる問題である。担保物権における物上代位においては、近時、損害保険金請求権のような代替的物上代位と賃料債

権のような付加的物上代位とに分類するのが趨勢となっているが⁸⁾、本条においては、付加的物上代位は観念されないであろう。本条における物上代位は、取引法上のそれとは大きく異なっている。本条は、遺言者意思の推定規定である⁹⁾。

ところで本件では、遺言作成後、成年後見が始まり、成年後見人が本件土地を売却したことが、999条1項の「遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失」の何れかに当たるかという点がまず問題となる。通常、滅失等による償金請求権としては、不法行為者に対する損害賠償請求権、損害保険金請求権、土地収用の補償金請求権等が挙げられるが¹⁰⁾、目的物に対する所有権の消滅も含まれるとされる¹¹⁾。原審は、成年後見人による処分を滅失と位置づけるのに消極的であるが、控訴審は、逆にこの点に限っては肯定している。前述のように、法定代理人による処分は、一般に1023条の撤回事由に当たらないとされるから、同項にいう滅失に含ませてもよいであろう。

そうとしても、遺言者の法定代理人である成年後見人が売却代価の弁済を受けている点が同条適用に影響しないかが次に問題となる。この点は、本判決と同様、弁済され請求権が消滅していた場合は同条は適用されないとするのが通説的見解のようである¹²⁾。しかし、遺言者が生前に弁済を受けるかどうかは偶然の事情により決まるから、生前弁済の有無で区別するのは適当でなく、1001条2項の準用を認め、その償金の金額を遺贈したものと推定すべきだとする有力説もあって¹³⁾、筆者はこの見解に与する。通説的見解にも、遺言効力発生時に遺贈の目的物も償金請求権も消滅した場合は遺言が無効になると解するのが素直だとして、遺言者の意思解釈の結果償金の金額の遺贈と推定することはあると述べるものがある¹⁴⁾。

形式論的には、条文の文言が「請求する権利」となっているので、弁済を受けて権利が消滅すれば、要件を満たさなくなる。また、「有する」となっているので、過去に遡って見ることも難しそうである。だが本条は、請求権に転化してもなお遺贈の目的たることをいう点に意味があると考えべきである¹⁵⁾。1001条で、債権が遺贈の目的であるときは、弁済され形を変えても、これを対象と見ようとしていることが、ここで考慮されてよいはずである。二段の推定である。仮に通説的見解のように考えるとしても、多くの論者が「遺言者」

による弁済受領を前提としていることは見過ごせない。本件では、現象面としては、成年後見人が弁済を受けているからである¹⁶⁾。遺言者意思尊重の観点からすれば、弁済受領に遺言者の関与がないということに重きがおかれてよいのではないか¹⁷⁾。最終意思はなお手つかずなのである。

本件では、合理的配分を目指す遺言者の意思が遺言から見てとれる。平成7年に2つの遺言をしていたが、事実の概要でも述べたように、1つめの遺言では、自らが先に死亡する場合を念頭に全財産が割り付けられている。Xには、後にCから財産が引き継がれることから、何の配慮もされていらない。2つめの本件遺言では、Cが先に死亡した場合にはXに全く財産が承継されなくなることから、この場合に備える形でXへの遺贈がなされている（Xの主張であるが説得力がある）。さらに平成17年の遺言では、兄弟らが先に死亡する場合に備えて遺言がされているのである。これらに見られる遺言者の意思を尊重すれば、売却代価をXへの遺贈の目的として認めるべきである。

もちろん、遺言者の最終意思と成年後見人の判断の対立をどう調整していくか、という今後の超高齢社会における周辺条文の課題に答えていく必要がある。実際、「最終意思」と「死亡」とのはざまにおける「判断能力の低下」に対処する成年後見制度の利用は立法時には想定されていなかったといえる。実は、本件のような場面で常に1001条2項を準用していくことにはためらいを感じる。1001条立法時に示された、相続財産中に債権額に相当する金銭がない場合には遺贈は無効とすべきだとの主張は、今なお傾聴に値する¹⁸⁾。成年後見人が遺言者の生活費にあてるなどの処理をしている場合を考えると、常に遺贈を履行すべきと考えるべきかは確かに疑問である。立法的には、相続財産中に債権額に相当する金銭ないし金銭債権がない場合には例外とするような対応を検討すべきかもしれない。本件でも、具体的に割り付けられた財産の換価を必要とするような場合は、意思の推定が働かないと解する余地があろう。

四 下級審裁判例を含めてもほとんど先例がない問題にスポットを当てたという意味で、また、従来想定していなかった成年後見人による処分と遺言者意思の調整という課題を浮き彫りにしたという意味で、注目すべき重要な判決である。

●——注

- 1) 権利者である第三者が譲渡に応じない場合である。後発的不能、つまり第三者の手にある目的物が相続開始後に滅失した場合も含む（中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）589頁、中川善之助編『註釋相續法（下）』（有斐閣、1955年）118頁〔山本戸克巳〕）。
- 2) 松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール相続』（日本評論社、2016年）238頁〔久保野恵美子〕。
- 3) 能見善久＝加藤新太郎編『論点体系判例民法〔第2版〕10相続』（第一法規、2013年）368頁〔犬伏由子〕。
- 4) 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕』（有斐閣、2002年）243頁〔阿部徹〕。
- 5) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録七』（商事法務研究会、1984年）740頁以下（第195回）参照。
- 6) 中川＝加藤編・前掲注4）246頁〔阿部〕。
- 7) 我妻榮＝立石芳枝『親族法・相続法』（日本評論新社、1952年）593頁、中川＝加藤編・前掲注4）247頁〔阿部〕。なお広島控判昭11・9・21新聞4130号7頁は、遺言を取り巻く事情を検討し、同条但書の適用を肯定している。
- 8) 例えば、道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）148頁参照。
- 9) 担保物権は、設定された目的物の「交換価値の把握」が目的であるから、形が変わってもそれが捕捉されるのは、その要請に従う自然な流れといえようが、遺贈の場合は、おおそ目的物を含む相続財産全体に関する「遺言者意思の実現」が目的であるから、姿を変えた場合にも対象とされるのは、その推定を本則とすることが、2つの制度の間に趣旨の違いをもたらしているのだろう。
- 10) 中川＝泉・前掲注1）595頁、潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂、2018年）503頁。
- 11) 中川＝加藤編・前掲注4）263頁〔上野雅和〕。
- 12) 我妻＝立石・前掲注7）597頁、中川＝泉・前掲注1）595頁、潮見・前掲注10）504頁等。
- 13) 中川編・前掲注1）123頁〔加藤一郎〕。
- 14) 中川＝泉・前掲注1）604頁。
- 15) 前掲注5）『速記録七』749頁（第195回）参照。
- 16) 通説的見解も、遺言者以外の者が「正当な権限なく」弁済を受けた場合は、不当利得返還請求権が受遺者に帰属するとする。
- 17) 潮見・前掲注10）504頁によれば、「遺贈対象の価値が変形した物としての性質（特定性・識別可能性）が失われる」（この点では、担保物権における物上代位が支払・引渡前の差押を求める（民法304条）理由と根本的には共通するであろう。内田貴『民法Ⅲ〔第3版〕』（東京大学出版会、2005年）402頁参照）ことが重要であって、遺言者の意思は問わない。
- 18) 前掲注5）『速記録七』759～760頁（第196回）。